

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「登録」を「登録等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該保護者は、児童に夏季休業期間保育（小学校等の夏季における休業日において行う短時間の保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、通所登録の申請の際にその旨を申し出なければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 2 夏季休業期間保育の保育時間は、午前8時から午後3時まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後3時まで）とする。

第10条第1項中「毎月」の次に「（夏季休業期間保育を受ける者の保護者にあつては、当該期間について）、」を加え、同条第2項中「保育料」を「前項の保育料」に改め、「月額10,000円」の次に「（夏季休業期間保育を受ける者にあつては、当該期間につき10,000円）」を加え、同項ただし書中「月の途中」を「月（夏季休業期間保育にあつては、当該期間。以下この項において同じ。）の途中」に改め、「500円」の次に「（夏季休業期間保育にあつては、350円）」を加える。

第12条第1項第2号及び第3号中「2,000円」の次に「（夏季休業期間保育を受ける者の保護者にあつては、当該期間につき2,000円）」を加え、同項第4号中「全月」の次に「（夏季休業期間保育を受ける者にあつては、当該期間の全期間）」を、「当該月分」の次に「（夏季休業期間保育にあつては、当該期間分）」を加える。

第13条中「保護者」の次に「(夏季休業期間保育を受ける者の保護者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 51 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第115条の48」を「第115条の49」に改める。

第15条を次のように改める。

（保険料率）

第15条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 36,900円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 55,350円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 55,350円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 59,040円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 73,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 83,394円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）

に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,560円

ア 合計所得金額が1,000,000円以上1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 99,630円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 114,390円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 129,150円

ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 147,600円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 162,360円

ア 合計所得金額が7,500,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 169,740円

第17条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第15条第5号イ、第6号イ」を「第15条第6号イ」に、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第6条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成29年3月31日までの間に行わないこととする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 53 号

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成 7 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に、「同条第 27 項」を「同条第 28 項」に改める。

第 3 条第 5 項中「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に、「第 8 条の 2 第 8 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に、「同条第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護」を「同条第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護」に改める。

附 則

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 3 条第 5 項の改正規定（「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に改める部分を除く。）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第54号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条の2第18項」
を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項第1号の改正規定中
「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める部分は、地域における医療及び介護の総合的
な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条
第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「第 8 条第 2 3 項」を「第 8 条第 2 4 項」に、「同条第 2 5 項」を「同条第
2 6 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 2 4 項」に、「同条第 2 4 項」を「同条第 2 5 項」に改
める。

第 23 条第 1 号中「第 8 条の 2 第 1 8 項」を「第 8 条の 2 第 1 6 項」に、「第 8 条第 2 3 項」を
「第 8 条第 2 4 項」に改める。

附 則

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に
関する法律(平成 26 年法律第 83 号)附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
ただし、第 23 条第 1 号の改正規定（「第 8 条の 2 第 1 8 項」を「第 8 条の 2 第 1 6 項」に改める
部分に限る。）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」に改める。

第8条第2項第1号中「又は同法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準」を削り、「の額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）附則第6条に規定する日までの間における改正後の大津市老人福祉センター条例の適用については、第3条第2項中「同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、第8条第2項第1号中「同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とあるのは「旧介護保険法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

大津市老人デイサービスセンター条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」に改める。

第8条第2項第1号中「又は同法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準」を削り、「の額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）附則第6条に規定する日までの間における改正後の大津市老人デイサービスセンター条例の適用については、第3条第1項中「同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、第8条第2項第1号中「同法第115条の45の3第2項の規定により厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とあるのは「旧介護保険法第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

議案第 58 号

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大津市長 越 直 美

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 36 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条の 2 中「第 8 条の 2 第 4 項」を「第 8 条の 2 第 3 項」に、「介護予防訪問看護及び同条第
6 項」を「介護予防訪問看護及び同条第 5 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「平成 18 年厚生労働省告示第 92 号」を「平成 20 年厚生労働省告示第 59
号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、公布の
日から施行する。

議案第 59 号

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

大津市企業立地促進条例（平成 18 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「重点区域企業立地促進助成金」の次に「、大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金」を、「5 年」の次に「(大規模工場等建設助成金又は工場等建設助成金にあっては、4 年)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に認定を受けた認定事業者に係る助成金について適用し、同日前に認定を受けた認定事業者に係る助成金については、なお従前の例による。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「12,220円」を「8,000円」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前0時までの間の明日都浜大津公共駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド1日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド1日駐車券の額は、500円とする。

第4条第2項及び第6条中「1日駐車券」を「パークアンドライド1日駐車券」に改める。

別表大津京駅前公共駐車場の項中「150円」の次に「（1回の駐車に係る1日（午前0時から翌日の午前0時までをいう。以下同じ。）の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円を上限とする。）」を加え、同表明日都浜大津公共駐車場の項中「午後7時から翌日の午前9時までの夜間については、500円」を「1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円」に改め、同表大津駅南口公共駐車場の項中「80円」の次に「（1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が1,050円を超える場合における当該超える日については、1,050円を上限とする。）」を加え、同表膳所駅前公共駐車場の項中「150円」の次に「（1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が900円を超える場合における当該超える日については、900円を上限とする。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定にかかわらず、当分の間、市長は、駐車開始の時から翌日の午前0時までの間の大津駅南口公共駐車場の使用について1日駐車券を発行することができるものとし、1日駐車券の額は、5枚綴り5,140円とする。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例
の一部を改正する条例

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成 8 年
条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

駐車料金の額は、1 回につき駐車開始から 30 分を経過した後の駐車時間 30 分までごとに
150 円とする。ただし、1 回の駐車に係る 1 日（午前 0 時から翌日の午前 0 時までをいう。）
の駐車料金の額が 750 円を超える場合における当該超える日については、750 円を上限と
する。

第 3 条に次の 3 項を加える。

- 4 市長は、駐車場の屋上部分に限る使用について有効期間を 1 か月とする屋上定期駐車券を発
行することができるものとし、屋上定期駐車券の額は、15,420 円とする。
- 5 市長は、午後 6 時から翌日の午前 8 時までの夜間に限る駐車場の使用について有効期間を 1
か月とする夜間定期駐車券を発行することができるものとし、夜間定期駐車券の額は、
8,000 円とする。
- 6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前 0 時までの間の駐車場の使用（公共交通機関（市長が
適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド
1 日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド 1 日駐車券の額は、500

円とする。

第4条第2項及び第6条中「及び定期駐車券」を「、定期駐車券、屋上定期駐車券、夜間定期駐車券及びパークアンドライド1日駐車券」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 62 号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 32 条第 1 項中「出水（」及び「を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）付則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 16 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 道の駅妹^{いも}子の郷^{きょう}地域振興施設
- 2 指 定 管 理 者 大津市木戸 130 番地の 3
 大津志賀地域振興観光株式会社
- 3 指 定 期 間 大津市道の駅地域振興施設条例（平成 26 年条例第 80 号）の施行の日
 から平成 30 年 3 月 31 日まで

議案第64号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月16日提出

大津市長 越 直 美

- 1 契約金額 14,000,000円を上限とする額
- 2 契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 契約の相手方 草津市西大路町10番10-A908号
公認会計士 松尾 宏文

議案第 6 5 号

町及び字の区域の変更について

次のとおり町及び字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 6 日提出

大 津 市 長 越 直 美

変更前			変更後	
町	字	地番	町	字
伊香立下在地町	前田	1 6 0 9 から 1 6 1 6 まで	伊香立北在地町	北前田

